

能登町公告第47号

能登町公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託者候補者の選定を行うので、次の要領のとおり公告する。

令和5年9月25日

能登町長 大森 凡世

1. 目的

能登町 DX 推進計画に基づき、能登町公式 LINE アカウントを通じ、本町の行政情報、イベント、防災に関する情報等を速やかに発信するためのシステムを構築し、住民サービスの向上及び業務の効率化を図ることを目的とする。

2. 業務名

能登町公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務委託

3. 業務内容

「能登町公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務委託仕様書」のとおり

4. 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5. 提案上限額

下表の合計額 1,597,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

項目	金額
システム構築費用	728,000 円
運用・保守業務に係る費用（5 か月）	869,000 円
合計	1,597,000 円

提案額の合計が提案上限額を超過した場合は、失格とする。

また、受託候補者決定後の最終の見積額の提出においては、提案上限額以下で設定するものとする。

なお、提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

6. 受託候補者の選定方法

本業務は、公募型プロポーザルにより受託候補者を決定する。

7. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する資格不適合事由に該当しないこと。
- (2) 過去に人口 5 万人以下の地方公共団体において、本業務と同等の業務実績があること。
- (3) 次のいずれかの申立てがなされていないこと。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 参加表明書の提出期限から、受託候補者特定の日までに、本町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 法人及びその役員が、能登町暴力団排除条例（平成 24 年能登町条例第 2 号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

8. スケジュール

本業務委託に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

実施内容	日程	備考
①公告	令和 5 年 9 月 25 日（月）	HP 公開
②質問受付期限	令和 5 年 10 月 2 日（月）	11 時 00 分まで
③質問への回答	令和 5 年 10 月 4 日（水）	17 時 00 分まで
④参加表明書提出期限	令和 5 年 10 月 11 日（水）	16 時 00 分まで
⑤提案資格確認結果通知	令和 5 年 10 月 17 日（火）	
⑥提案書及び見積書提出期限	令和 5 年 10 月 27 日（金）	16 時 00 分まで
⑦選定委員会（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和 5 年 11 月 7 日（火）	
⑧審査結果通知	令和 5 年 11 月上旬	
⑨契約締結	令和 5 年 11 月中旬	

9. 参加手続等

(1) 受付期間

令和5年9月25日（月）～令和5年10月11日（水）午後4時00分

(2) 提出書類

参加表明をする者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 業務受託実績書（様式第2号）

ウ 会社概要書（様式第3号）

エ 誓約書（様式第4号）

なお、能登町競争入札参加者名簿に登録がない場合は、上記の書類に加え、次の書類を提出すること。

オ 登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）

カ 過去1か月以内の納税証明書（その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税について未納税額のない証明用」

キ 財務諸表（写し可）

(3) 提出方法

前号の提出書類1部を持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、期限内に必着とする。

(4) 提出先

13. 書類の提出先のとおり（総務課 DX 推進室）

10. 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに対する質問は、電子メールにより質問書（様式第5号）を、「13. 書類の提出先」宛に提出すること。

(2) 質問の受付期間

令和5年9月25日（月）～令和5年10月2日（月）午前11時00分

(3) 回答方法

質問書に対する回答は、令和5年10月4日（水）午後5時00分までに、電子メールにて行う。また、参加表明書を提出した全ての者に通知すべき内容であると担当課が判断した場合は、質問内容及び回答について全ての者に電子メールで送付する。

11. 提案資格の決定及び通知

参加表明書等の内容を審査し、令和5年10月17日（火）までに参加表明書に記入されたメールアドレス宛に結果を通知する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を付して通知する。

12. 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和5年10月18日（水）～令和5年10月27日（金）午後4時00分

(2) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送する場合は、期限内に必着とする。

(3) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第6号）
- イ 提案内容（任意様式、日本産業規格A4判、カラー）
- ウ 業務実施体制（様式任意）
- エ 見積書及び明細書（様式第7-1号、様式第7-2号）

(4) 作成・提出上の留意事項

- ア 提案書は、15. 受託者の選定中の審査基準を踏まえ提案すること。
- イ 提案内容には、表紙、目次を除き20ページ以内（業務実施体制及び見積書及び明細書を除く。）、文字サイズは11ポイント以上（図、表、画像を除く）、とし、ページ番号を付して片面印刷とすること。
- ウ 業務実施体制には、本業務の責任者、担当者等のプロフィール、業務経歴のほか、業務フロー、スケジュール等の全体計画が分かるよう記載すること。
- エ 見積書には、合計金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載し、内訳書には、積算の内容が判別できるよう詳細に記載すること。
- オ 提案書は、12. (3) アからエを製本したものを、正本1部、副本7部及びPDFデータとして格納したCD-R等の記録媒体を1枚提出すること。
- カ 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- キ 提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は、認めない。
- ク 提出された提案書等は、返却しない。なお、提出書類は、事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(5) プレゼンテーションの順番

本町が企画提案書を受理した提案者順により実施する。

(6) 参加辞退

提案資格の決定を受けた後に辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和5年10月27日（金）午後4時00分までに持参、郵送（必着）のいずれかの方法で提出すること。

13. 書類の提出先（担当課）

〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町役場総務課 DX 推進室

電話番号：0768-62-1000 FAX：0768-62-4506

メールアドレス：digital@town.noto.lg.jp

14. プレゼンテーション

選定委員会で下表のとおり企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

項目	内容
日時	令和5年11月7日（火） ※詳細な時間は、後日参加表明書に記入されたメールアドレス宛に案内する。
場所	能登町役場 3階302会議室（予定）
時間	1事業者40分程度 （準備5分、プレゼンテーション30分、質疑等5分程度）
説明	企画提案書に基づき説明を行うこと。なお、本業務に直接携わる業務担当者は、必ず参加すること。
参加人数	4人以内
その他	<ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクターの機器類は、本町で用意する。 なお、HDMI ケーブルが接続できるパソコンその他の機材については、提案者で準備すること。・プレゼンテーションは、非公開とする。・一部のプレゼンテーション参加者のオンライン参加は可とする。その際に必要な機器等は、提案者で準備すること。・本プロポーザルに参加する事業者が1社である場合において、選定委員会が不適合と認めた場合は、選定しない。・提示金額が「5. 提案上限額」を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

15. 受託候補者の選定

選定委員会による審査を経て、受託候補者を選定する。

(1) 選定基準

選定委員会において、下表「審査基準」に基づき評価を行い、審査の合計点で、最高点を得た者を受託候補者として、次点の提案者を補欠として選定する。

(2) 結果通知

結果については、令和5年11月上旬までに、全ての参加者に対し、書面にて通知する。

(3) 合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、選定委員会の合議により上位者を決定する。

(4) その他

審査における経緯、内容及び結果等に対する異議や問合せには応じない。

審査基準

審査項目	内容	配点
導入実績	市町村での豊富な導入実績があり、本業務を円滑に遂行できるサポート体制があるか。	10
システム機能	利用者がわかりやすく便利な機能となっているか。	20
操作性	管理する職員が直感的に操作できるシステムとなっているか。	20
統計・分析	蓄積データを用いて統計、分析を容易にできるようになっているか。	10
拡張性	将来的なニーズの変化に合わせた対応やシステムの拡張性が期待できるか。	10
セキュリティ	障害時の対応、データ保護、情報漏えい防止対策が十分確保されているか。	10
独自提案	他社にはない先進的で便利な機能のほか、利用者数を増加させるサービスの提案があるか。	20
合計		100

※委員一人当たりの持ち点の合計は、100点とする。

16. 受託候補者選定後の委託契約の手続

- (1) 企画提案書の内容について、本町と受託候補者との協議により仕様書を調整し、業務内容を決定後、能登町財務規則に定める随意契約の手続に基づき、再度の見積書により契約書を取り交わすものとする。
なお、協議内容が不調となった場合は、次点の受託候補者と契約締結の協議を行うものとする。
- (2) 契約保証金は、能登町財務規則（平成 17 年能登町規則第 33 号）第 111 条各号の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 契約書の作成は、受託者が本町と協議の上、作成する。
- (4) 支払いは、業務完了後一括で支払う。

17. その他

- (1) 応募に関する事前説明会は、開催しない。
- (2) 提案者が全くなかった場合を除き、プロポーザルは実施する。
- (3) 提案書等の作成及びプロポーザルに要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とし、契約後においては、契約を解除する。
- (5) その他不明な点については、能登町総務課 DX 推進室まで問い合わせること。